

2021

市 原 庄 支 援 ガ イ ド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな支援制度があります。その中から主なものをご紹介します。

支援制度には採択要件があり、申請期限の早いものや予算が限られるものもあります。また、収支のバランスを保ち、健全な財政運営をしていくため、金額の見直しをしたものもあります。

詳しくは担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。

定住・就業・起業支援

定住促進奨励金

定住するための住宅の取得などを行った転入定住者に対し、奨励金を交付します。

■対象者

令和3年4月1日以後に、住宅の取得または改修を完了した、次の項目のすべてに該当する転入定住者。

- ・転入した日から4年以内に交付申請を行うこと
- ・10年以上の定住を誓約すること
- ・自治会に加入していること
- ・市税などの滞納がないこと

■対象事業および交付額

○新築住宅取得 80万円

- 中古住宅取得 40万円
- 住宅改修 40万円

○加算

転入者数および中学校修了前の子どもの人数に応じて、それぞれ5〜10万円加算。

※本人または配偶者が所有する住宅。

※新築住宅取得は経費が80万円以上、中古住宅取得および住宅改修は経費が40万円以上のもの。

■自治定住課定住推進係

☎0824・73・1257

空き家財道具等処分支援補助金

空き家バンクへの登録を目的に、所有者が空き家内の家財道具などを処分する費用に対し補助金を交付します。

■対象者

空き家内の家財道具などを処分し、庄原市空き家バンクへ登録する所有者など。

■対象経費

市内事業者に依頼して実施した空き家の家財道具などの処分に要する経費。

■交付額

空き家バンクに登録する空き家1件につき10万円。

※補助対象経費が10万円未満の場合は、千円未満の端数切り捨て。

■自治定住課定住推進係

☎0824・73・1257

創業サポート補助金

市内での創業を拡大し、市内経済の活性化を図るため、市内で創業または第二創業する中小企業者などに対し、補助金を交付します。(業種の指定がありません)

■対象者

(1)または(2)のいずれかに該当するもの。

- 1) 中小企業者で、市内に本店を有する法人または個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの
- 2) 市内に住所を有する者で、特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの

①設置費補助事業

■対象経費

店舗などの取得、新設または改装に係る費用。

■交付額

対象経費の3分の1以内で上限100万円。

ただし取得または新設の場合上限200万円。

②借上料補助事業

■対象経費

店舗などの借上料(2年間を限度)。

■交付額

対象経費の2分の1以内で上限月額4万円。

③市場調査費補助事業

■対象経費

市場調査の外部委託に係る経費。

■交付額

対象経費の3分の1以内で上限50万円。

■申請期限 ①〜③のいずれも7月30日

■商工観光課商工振興係

☎0824・73・1178

まちづくり支援

まちづくり応援補助金

庄原市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、協働の担い手である市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付します。

■対象団体

○市内に活動拠点があり、かつ市内で活動を行い、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体

- 市内に在住し、勤務し、または在学する者5人以上で構成される団体
- 庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

ブロック塀等安全確保事業補助金

地震により倒壊の恐れのあるブロック塀などの除却、建て替え工事に対して補助金を交付します。

■補助対象

道路などに面し、道路面からの高さがある80センチ以上で、倒壊の恐れがあると認められるもの。

■交付額

対象工事費の3分の2以内で、上限は除却工事は15万円、建て替え工事は30万円。

☎ 都市整備課建築係

☎ 0824・73・1151

農林施設整備事業補助金

地元受益者が実施する農林業基盤（農林道など）の整備事業に対して補助金を交付します。

■交付額

事業に要する経費と、市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。

ただし、条件を満たす農林施設災害復旧工事については62.5%を乗じた額。1カ所当たりの上限は37万5千円。

平成30年7月豪雨災害による農地および農林施設災害復旧工事については75%を乗じた額で、1カ所当たりの上限は30万円。

■申請期限

5月31日（災害復旧工事は期限なし）

建設課管理係

☎ 0824・73・1150

不妊治療支援

■特定不妊治療費補助金

特定不妊治療に係る費用について補助金を交付します。

■対象者

市内に住所があり、広島県不妊治療支援事業の助成決定を受けた方。

■交付額

○特定不妊治療 上限15万円
（ただし、採卵を伴わない治療は、上限7万5千円）

○男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）
上限15万円。

※いずれも県の助成額を控除した金額が市の助成対象額となります。

☎ 保健医療課母子保健係

☎ 0824・73・1214

不妊検査・一般不妊治療費補助金

不妊検査・一般不妊治療に係る費用について補助金を交付します。

■対象者

市内に住所があり、広島県不妊検査費等助成事業の助成決定を受けた方

■助成金額

治療費から県の助成額を控除した額で、上限は5万円。

※補助金の対象となる治療や、補助金の

交付回数、対象年齢は、左記へ問い合わせるか、県の不妊治療支援事業のホームページをご覧ください。

☎ 保健医療課母子保健係

☎ 0824・73・1214

芸備線利用促進

■芸備線利用助成金

芸備線・木次線の一定区間内を利用する方の運賃の一部を助成します。

■対象者

市民を含む5人以上の団体

■助成対象区間

- ①市内の駅から新見駅までの芸備線区間
- ②市内の駅から三次駅までの芸備線区間
- ③市内の芸備線の駅から木次駅までの区間（備後落合駅を経由する場合に限る）

■交付額

普通旅客運賃の3分の2以内で上限3万円。

☎ 市民生活課市民生活係

☎ 0824・73・1154

芸備線利用促進イベント助成金

市内の芸備線各駅などで芸備線の利用促進に関するイベントを実施する団体に對して、イベント経費の一部を助成します。

■対象者

- ①住民自治組織
- ②特定非営利活動法人

■交付額

イベント実施に要する経費の5分の4以内で、上限4万円。

☎ 市民生活課市民生活係

☎ 0824・73・1154

安心・安全

■LED防犯灯設置補助金

LED防犯灯を新規設置する自治会などに對して補助金を交付します。

■交付額

対象経費の3分の2で、上限は4万2千円。（1基当たり）

☎ 危機管理課危機管理係

☎ 0824・73・1206

■自主防災組織活動補助金

各種防災活動（①地域防災活動、②防災資機材整備）を行う自主防災組織に對して補助金を交付します。

■交付額

対象経費の5分の4以内で、上限は300万円。（①、②合わせて）

※各事業につき毎年度1回限り

☎ 危機管理課危機管理係

☎ 0824・73・1206